

奈良地方法務局の大和郡山市への移転を求める意見書

国は、地方法務局の支局・出張所について、平成7年7月4日の民事行政審議会答申に基づき、登記所の適正配置基準—具体的には、一つの広域市町村圏に一つの登記所を設置、登記申請件数1万5千件未満の登記所又は、隣接登記所への所要時間が概ね30分以内の登記所を統合する—さらには、平成16年12月24日閣議決定の「今後の行政改革の方針」に基づいて、全国的に整理統合を進めて来た。奈良地方法務局管内においても、平成17年2月14日に生駒出張所を皮切りに、同年8月8日には郡山出張所を、翌年3月13日には天理出張所を、そして同年4月24日には斑鳩出張所を、それぞれ閉鎖し、奈良地方法務局へ統合、奈良市・生駒市・大和郡山市・生駒郡・山辺郡山添村の不動産登記に関するものと、奈良県全域の商業・法人登記に関するものが奈良地方法務局で扱われることとなった。

われわれ大和郡山市議会は、郡山出張所の閉鎖について、厳しい財政状況への対応としては、理解しているが、現在の奈良地方法務局では、多様化・高度化する住民ニーズに対して、的確に対応できないのではないかと考え、奈良地方法務局の移転を強く求めるものである。以下はその理由である。

記

1. 奈良地方法務局の所在地は、世界遺産「古都奈良の文化財」として登録されている東大寺、興福寺、春日大社、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡、春日山原始林と近接し、多くの観光客が利用する観光バス、タクシー、自家用車等による慢性的な渋滞があること。
2. 奈良地方法務局のある奈良第二地方合同庁舎は、昭和52年7月竣工、築35年の建物で、老朽化が目立つ上に、手狭な駐車場のため来庁者増に対応できず、駐車場待ちの車列が道路渋滞をも引き起こし、隣接する学校の通学を危険にさらす恐れがあること。
3. 奈良県全域の商業・法人登記を管轄するならば、県内北部に偏った現在地より、西名阪自動車道や京奈和自動車道、国道24号、25号、大和中央道等、抜群の交通結節性を有する、大和郡山市へ移転することで、県内各地からのアクセスが容易になること。
4. 大和郡山市内には県下第一位の工業製品出荷額を誇る「昭和工業団地」の他、奈良運輸支局、奈良県郡山総合庁舎、奈良県自動車税事務所等、国・県の各機関も集積しており、大和郡山市へ移転することで、相乗効果を図ることができること。

よって、国に対して奈良地方法務局を大和郡山市内へ移転することを、強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

大和郡山市議会

提出先 内閣総理大臣 法務大臣